

## 令和 6 年能登半島地震により被害を受けた個人の皆さまの生活再建にお役立ていただけるよう「災害復旧ローン」の取扱いを開始しました

令和 6 年 1 月 5 日

各 位

協栄信用組合

このたびの令和 6 年能登半島地震により被害を受けられた皆さまに、心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

協栄信用組合（理事長：池内 博）は今般の災害による被害を受けた地域の個人の皆さまの生活再建にお役立ていただけるように「災害復旧ローン」のお取扱いを開始しました。各営業店において、相談窓口を開設しておりますので何なりとお申し付けください。

### 記

#### 1. 災害復旧ローンについて

取扱期間	令和 6 年 1 月 9 日（火）から令和 6 年 6 月 28 日（金）
対象の方	・令和 6 年能登半島地震により被害を受けた物件の所有者またはその家族 ・勤務地、居住地のいずれかが当組合の営業区域内である方 ・申込時年齢が満 18 歳以上、完済時年齢が 81 歳以下の方 ・安定した収入が継続して得られる方 ・MG 保証株式会社の保証を受けられる方
お使いみち	今回の震災からの生活再建にかかる下記の資金にご利用いただけます。 (1)住宅関連資金：住宅の修繕、補修費用、住宅設備機器等の修理、買換資金 (2)家財・車両資金：家具・家電等の家財及び車両の修理、買換費用
ご融資金額	(1)住宅関連資金：1,000 万円以内 (2)家財・車両資金：300 万円以内
ご融資期間	(1)住宅関連資金：15 年以内 (2)家財・車両資金：7 年以内
ご融資金利	(1)(2) 1.500%（変動金利）
必要書類	(1)(2)共通：本人確認資料、市区町村が発行する罹災証明書 (1)お使いみちがわかる資料、所得確認資料（※ご利用額 500 万円超の場合必要） (2)所得確認資料（※ご利用額 300 万円超の場合必要）

※詳しくは営業店窓口にお尋ねください。

#### 2. ご相談窓口

・各営業店の連絡先は下記 URL を参照ください。

店舗連絡先のご案内：<https://www.kyoei-shinkumi.jp/tenpo/>

本件に関するお問い合わせ先  
協栄信用組合 営業推進部  
TEL：0256-61-1507